

## 「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人 山彦会  
特別養護老人ホーム京・みやこ

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(京都市指定 第2670401286号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 身元引受人	7
6. 連帯保証人	7
7. 苦情の受付について	7
8. 身体拘束について	8
9. 虐待の防止について	8
10. 事故発生時の対応について	8
11. 個人情報の取り扱いについて	8
12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 山彦会  
(2) 法人所在地 京都府船井郡京丹波町三ノ宮小谷30番地  
(3) 電話番号 0771-88-0150  
(4) 代表者氏名 理事長 櫻井 博規  
(5) 設立年月 昭和61年10月30日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所及び  
指定介護予防短期入所生活介護事業所 令和6年3月30日指定  
京都市 2670401286号
- (2) 事業所の目的 ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ可能な  
限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを  
目的とする。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム京・みやこ
- (4) 事業所の所在地 京都府京都市下京区西七条八幡町31番地
- (5) 電話番号 075-313-8888
- (6) 事業所長（管理者）氏名 施設長 井上 和重
- (7) 当事業所の運営方針 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、公示の趣旨及び  
内容に沿ったものとする。
- (8) 開設年月 令和6年3月30日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 9時～17時

- (10) 利用定員 空所利用型は、特別養護老人ホームの定員80人以内
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として  
個室になります。

階	居室・設備の種類	室数	備考
2階	個室（1人部屋）	20室	
	食堂（生活共同室）	2室	
	浴室	3室	個別浴槽2・特殊浴槽1
	トイレ	20室	居室内
3階	個室（1人部屋）	20室	
	食堂（生活共同室）	2室	
	浴室	3室	個別浴槽2・特殊浴槽1
	トイレ	6室	居室外

4階	個室（1人部屋）	20室	
	食堂（生活共同室）	2室	
	浴室	3室	個別浴槽2・特殊浴槽1
	トイレ	6室	居室外
5階	個室（1人部屋）	20室	
	食堂（生活共同室）	2室	
	浴室	3室	個別浴槽2・特殊浴槽1
	トイレ	6室	居室外

※上記は、厚生省が定める基準により、事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数
1. 施設長（管理者）	1人
2. 事務員	1人以上
3. 生活相談員	1人
4. 計画担当介護支援専門員	1人以上
5. 介護職員（常勤換算）	28人以上
6. 看護職員（常勤換算）	3人以上
7. 機能訓練指導員	1人以上
8. 調理員	1人以上
9. 管理栄養士	1人以上
10. 嘱託医師	1人以上

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週 月曜日・水曜日 午前若しくは午後
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～ 9：00 1人 日中： 9：00～17：00 1～2人 夜間： 17：00～ 9：00 1～2人
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 9：00～17：00 1～2人
4. 機能訓練指導員	毎週 1回以上

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

##### (1) 介護保険の基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

##### <サービスの概要>

##### ① 居室の提供（滞在費）

##### ② 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。また、自由な場所で食事を行うことができます。

(概ねの食事時間) 朝食： 8：00～ 9：00 昼食：12：00～13：00  
夕食：17：00～18：00

##### ③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事及び居室(滞在)に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

ショートステイサービス費内訳(1日あたり)

サービス内容	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
併設ユニット型個室 介護サービス費	529	656	704	772	847	918	987	
看護体制加算 I	0	0	4	4	4	4	4	
夜勤職員配置加算	18	18	18	18	18	18	18	
サービス提供体制加算 II	18	18	18	18	18	18	18	
送迎加算(片道)	184							
①合計(単位/日)	749	876	928	996	1,071	1,142	1,211	
介護職員処遇改善加算 II ①合計(単位/日)×13,600/1000	102	119	126	135	146	155	165	
②合計(単位/日)	851	995	1,054	1,131	1,217	1,297	1,376	
地域区分 乗率	10.55							
1日の利用料 ②合計(単位/日×10.55)	¥8,978	¥10,497	¥11,119	¥11,932	¥12,839	¥13,683	¥14,516	
利用者負担額	1割	¥898	¥1,050	¥1,112	¥1,194	¥1,284	¥1,369	¥1,452
	2割	¥1,796	¥2,100	¥2,224	¥2,387	¥2,568	¥2,737	¥2,904
	3割	¥2,694	¥3,150	¥3,336	¥3,580	¥3,852	¥4,105	¥4,355

※上記以外にも加算などがある場合があります。

月額利用料 (1日あたり)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者負担段階	1	居住費	¥880						
		食費	¥300						
		利用料合計	¥2,078	¥2,230	¥2,292	¥2,374	¥2,464	¥2,549	¥2,632
	2	居住費	¥880						
		食費	¥600						
		利用料合計	¥2,378	¥2,530	¥2,592	¥2,674	¥2,764	¥2,849	¥2,932
	3①	居住費	¥1,370						
		食費	¥1,000						
		利用料合計	¥3,268	¥3,420	¥3,482	¥3,564	¥3,654	¥3,739	¥3,822
	3②	居住費	¥1,370						
		食費	¥1,300						
		利用料合計	¥3,568	¥3,720	¥3,782	¥3,864	¥3,954	¥4,039	¥4,122
4	居住費	¥3,680							
	食費	¥1,600							
	利用料合計	1割	¥6,178	¥6,330	¥6,392	¥6,474	¥6,564	¥6,649	¥6,732
		2割	¥7,076	¥7,380	¥7,504	¥7,667	¥7,848	¥8,017	¥8,184
3割		¥7,974	¥8,430	¥8,616	¥8,860	¥9,132	¥9,385	¥9,635	

※上記の食費は、朝食、昼食、夕食を食べられた場合の金額になります。

※負担限度額認定証をお持ちの方は、1日分の食費が上記該当金額を超えることはありません。

	朝食	昼食	夕食	合計
食費	¥400	¥650	¥550	¥1,600

- ・ 処遇改善加算は、介護報酬総単位数に 8.3% の加算を乗じたものになります。
- ・ 特定処遇改善加算は、介護報酬総単位数に 2.3% の加算を乗じたものになります。
- ・ ベースアップ等支援加算は、介護報酬単位数に 1.6% の加算を乗じたものになります。
- ・ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）②参照）
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### ＜サービスの概要と利用料金＞

##### ①居室の提供

ご契約者に提供する滞在（居住）にかかる費用です。

料金：1 日あたり 3,680 円（上記料金表参照）

##### ②食事の提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1 食あたり 朝食 400 円・昼食 650 円・夕食 550 円（上記料金表参照）

##### ③おやつ代

1 日あたり 100 円

##### ④理髪・美容 [理髪サービス]

月 1 回理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 2,200 円～

##### ⑤電気代

ご利用者が電化製品等を持ち込んだ場合にかかる費用です。

利用料金：1 日あたり 1 台につき 20 円

##### ⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

##### ⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

##### ⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに担当のケアマネジャー又は事業者へ申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 身元引受人（契約書第21条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の利用料金等の滞納があった場合に備えて、債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

## 6. 連帯保証人（契約書第22条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、施設は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談、ご意見・ご要望等に対しても専用窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを受付け前に設置していますのでご活用ください。

苦情解決等に関わる専用窓口（担当者）、第三者委員は、下記の通りです。

<京・みやこ>

- 苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活相談員 山口 幸男
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：00
- 電話 075-313-8888

< 第三者委員 >

○竹村 嘉仁 電話：0771-86-1607

○山内 慶 電話：0771-88-0070

(2) 行政機関その他苦情受付機関(毎週月曜日～金曜日 受付時間 9:00～17:00)

窓口	電話番号
下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-371-7228
北区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-432-1364
上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-441-5106
左京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-702-1069
中京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-812-2566
東山区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-561-9187
山科区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-592-3290
南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-681-3296
右京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-861-1416
右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当	直通 075-852-1815
西京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-381-7638
西京区役所洛西支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	直通 075-332-9274
伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険 担当	直通 075-611-2278
伏見区役所深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	直通 075-642-3603
伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	直通 075-571-6471
長岡京市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係	直通 075-955-2059
向日市役所 健康福祉部 高齢介護課	直通 075-932-0800
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090

## 8. 身体拘束について

当該利用者、又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者又は家族の同意を得て、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 9. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 井上 和重
-------------	-----------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 事故発生時の対応について

利用者の身体機能の低下や認知症等により、不測の事態から事故が発生する危険性が高いことをご了承ください。利用者及び家族等はそのことを理解したうえで利用するものとします。利用者へのサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、誠意を持って対応し、適切な措置を講じます。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

ご契約者に緊急等、医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報及び家族の情報を提供します。各サービス関連事業所等のサービス担当者会議等においても必要な情報を提供します。また、施設が発刊する機関誌、便り、ホームページ等に本人又は家族の写真及び情報を掲載します。

## 12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	実施 ・ 未実施
------------	----------

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い文書の交付を行いました。

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホーム京・みやこ  
説明者職名 生活相談員 氏名 山口 幸男 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始及び個人情報の取り扱いに同意し、交付文書を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人 住 所  
氏 名 印

利用者との関係

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上5階建

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(2) 建物の延べ床面積 4,496.38㎡

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**……………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3人の利用者に対して1人以上の介護職員を配置しています。

**生活相談員**……………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1人の生活指導員を配置しています。

**看護職員**……………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3人以上の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**……………ご契約者の機能訓練を担当します。

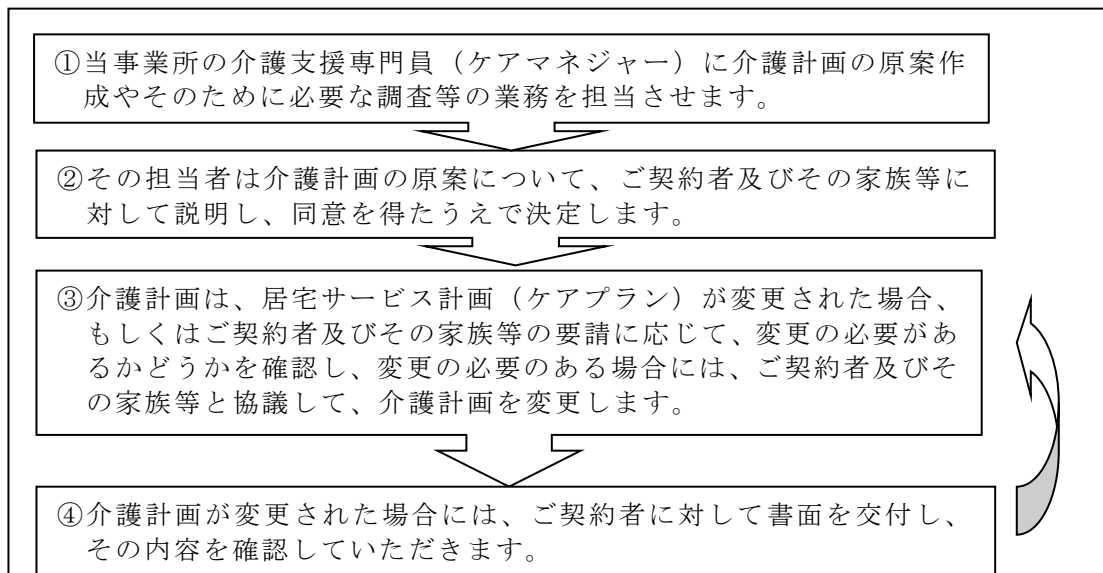
1人以上の機能訓練指導員を配置しています。

**医師**……………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1人以上の医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



## 4. 施設利用の留意事項

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。危険物・食品（なまもの等）・その他のものに関しては施設にご一報下さい。

### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

#### ① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人啓信会 京都四条診療所
医療機関の名称	医療法人健康会 京都南病院グループ

#### ② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人恵駿会 陰山歯科京都院
---------	-----------------

## 5. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様としますが、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、

継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。